

2-4 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

多くの利用者が来館するコンベンション施設にとって、不測の事態の発生を未然に防ぐこと、また緊急時には的確迅速に対応する体制を整備して、利用者が安心して利用できる環境を常時提供することが、最も大切であると考えています。

利用者、地域住民および職員等がコンベンション施設の事業を通じて、『安心』して学術・情報・技術・文化に触れることができる『安全』な環境を提供していきます。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

① 防犯・防火対策

開館時間内においては、常駐警備員を配置して定期的に館内巡回を行うとともに、中央管理室（防災センター）に常駐監視員を配置して警報装置・モニター等による安全監視を行います。また、開館時間外においては、機械警備設備による24時間体制の警備とします。

なお、常駐警備員の定期巡回は館内に併せて外回りも実施し、敷地内外に限らず、周辺環境の安全管理も強化していきます。

② 防火・防災管理

火災が発生しないように、また万一火災が発生した場合に被害を最小限にするため、実態にあった消防計画を作成します。

この消防計画に基づいて、消防用設備等（自動火災報知設備・避難誘導灯・非常用発電機等）の点検・整備を定期的実施し、また防火管理者による定期自主点検・避難施設の維持管理を行い、安全確保に努めます。

また、自衛消防組織を設置し、火災、地震その他の災害が発生した場合の初期消火、通報連絡、避難誘導、救出・救護、消防隊への情報提供その他の自衛消防活動を効果的に行います。

※防火管理者（甲種）の取得者数・・・5名

③ 舞台作業の安全管理

当施設で最も危険が伴う舞台作業については、舞台安全確保に特化した「舞台安全マニュアル」を策定しています。このマニュアルを基に舞台安全はもとより、来館者の混雑対策や会場内の機材配置、火気使用などについても、イベント主催者と十分に打合せを行い、安全管理を徹底します。

④ 安全衛生懇談会の実施

安全衛生推進者を中心に、選任された職員による安全衛生懇談会を定期的実施し、災害防止や健康障害対策に関する現状や問題点等について検討します。

また、安全衛生管理計画書に基づいた安全衛生活動を推進し、リスクの見える化により安全な職場環

境を構築するとともに、従業員の健康保持・増進対策の徹底を図ります。

【安全衛生管理計画書による主な取組】

重点施策	実施項目	目 標
安全衛生管理体制の確立	安全衛生懇談会の定期的開催 安全衛生パトロールの実施	定期的に開催 定期的の実施
安全衛生活動の強化	舞台安全マニュアルの活用、順守 安全衛生活動の進捗管理	活用、順守の徹底を図る 随時確認の徹底
健康保持・増進対策の徹底	有所見者への事後措置の徹底 メンタルヘルス研修の実施	面談等による確認を行う 若年層を対象に研修を実施
その他	快適職場の実現 受動喫煙防止対策の実施	環境測定の実施 移転場所の検討を行う

(2) 事故・緊急時の体制・対応

ア 緊急時の体制

来館者の安全を最優先した避難誘導を行う体制を整えると共に、緊急事態に組織的に対応するため主管課を含めた「緊急連絡体制」を整備し、迅速な連絡体制が取れるよう備えています。

イ 緊急時の対応

① 災害対応の強化

●各危機管理マニュアルの作成・更新

「火災対応マニュアル」・「地震対応マニュアル」・「安全対策マニュアル」・「個人情報保護マニュアル」等について、危機管理室によって定期的に見直しを行います。

定期的に行う訓練後や緊急事態が発生した場合には、その経験をマニュアルに即反映させて、危機への対応を強化します。また、自然災害・事故・テロ等のあらゆる危機に対応できるマニュアルを継続して作成していきます。

●実用的な避難誘導訓練の実施

避難誘導訓練は実用的なものとし、委託業者及び入居団体全員参加のもと実施します。

○訓練計画

- ・避難誘導員が少人数となり、誘導が困難となる夜間を想定した避難誘導訓練
 - ・警察音楽隊等と連携した避難訓練コンサート（テロ等）
 - ・けが人役を配置し、応急手当訓練を含めた避難誘導訓練
 - ・コンサートで使用するスモークマシンを用いて、火災現場を演出した避難誘導訓練
- また、その状況を動画記録、上映して勉強会を実施。

② 不審者対応

●防犯資機材の設置

利用者及び職員に危害を与える不審者に対して、警察官到着までの時間を安全に対応するため、「さすまた」、「ネットランチャー」の防犯資機材を設置し、防犯対策を強化します。

●不審者対応講習の実施

米子警察署協力のもと、不審者対応講習を定期的に行い、防犯資機材の使用方法、護身術等について入居団体も併せて実施し、防犯意識の向上に努めます。

③ 救急事案対応

●心肺蘇生・AED使用、怪我の手当、応急手当の習得

救急事案が発生した際に救急車が到着するまで、適切な処置を行えるように、消防署が実施する応急手当普及員資格取得を推進し、その普及員による救命救急講習を委託業者及び入居団体を含めて実施します。

(現在の職員受講状況：応急手当指導員養成講習修了者1名、普及員養成講習修了者8名)

また、怪我の手当の習得として、日本赤十字社が実施する救急員養成講習を受講し、赤十字救急法救急員認定を受けた2名による講習会を定期的の実施します。

④ 賠償責任保険への加入

万が一の事故に備えて公立文化施設賠償責任保険に加入します。

人身事故	1事故あたり支払限度額 30億円 (1名あたり支払限度額1億円)
財物事故	1事故あたり支払限度額 2千万円
物理的損壊を伴わない 第三者財物使用不能損害	1事故あたり支払限度額 5百万円
受託物管理責任事故	保険期間中支払限度額 3千万円

⑤ BCPの策定 (危機管理室の設置)

危機管理士2名を中心とした危機管理室を設置し、BCP策定・各危機管理マニュアルの作成・更新を行い、Slack (チームコミュニケーションツール) 等を活用した各緊急時対応の強化を図ります。

～BCP (Business Continuity Plan)～

自然災害、事故、テロ等の予期せぬ緊急事態に遭遇した場合に、貸館業務に対する被害を最小限にとどめ、最低限の事業活動の継続、早期復旧を行うために事前に策定する行動計画とします。

また、防災計画上の緊急避難場所及び避難所指定はありませんが、公共施設としての災害支援連携が早期に行えるように、行動計画を策定します。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

○ アンケートや利用者の声、職員が感じた不安などトラブルの萌芽を取り上げ、現場職員を中心に速

やかに対応を検討し、お客様に大きな不便をおかけする前に対処します。

- 利用者からいただいた苦情・クレームは、施設運営の大きなヒントであり貴重な情報です。トラブルが発生したときには、誠意を持って当事者のお話を聞き、お客様本位の立場で解決方針を検討し県等の関係機関に報告を行います。また、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応します。

(4) その他

- AEDの設置

AEDは当施設の規模を考慮し、総合受付（会議棟1階）、多目的ホール楽屋ラウンジ（ホール棟1階）に各1台設置し、救急事案について迅速な対応を図ります。

2-5 利用者等の要望の把握及び対応方針

利用者のニーズは、講演会、発表会、展示会など催事の数だけ多様にわたります。日々の業務を通じて利用者の要望や不満を敏感に感じ取り、顕在化していない利用者の思いを吸い上げるよう職員の感性を高め、柔軟な発想で会館運営に反映させることにより利用者とともに成長し続けます。

(1) 要望の把握について

① 大規模催事主催者及び定期的利用者の訪問

催事終了後の早い時期に利用者を直接訪問し、当施設を利用された率直な感想や意見を生の声として聞き取り、催事成功へのサポートを一層充実させます。

(※2019年度実績37件)

② 一般利用者の意見把握

館内のアンケートボックスや「ご利用終了後のチェックシート」による意見収集に加え、鍵返却時の職員による意見の聞き取りを義務化し、利用者の意見を募ります。

(※2019年度利用者アンケート実績2,702件)

③ 利用者懇談会の実施

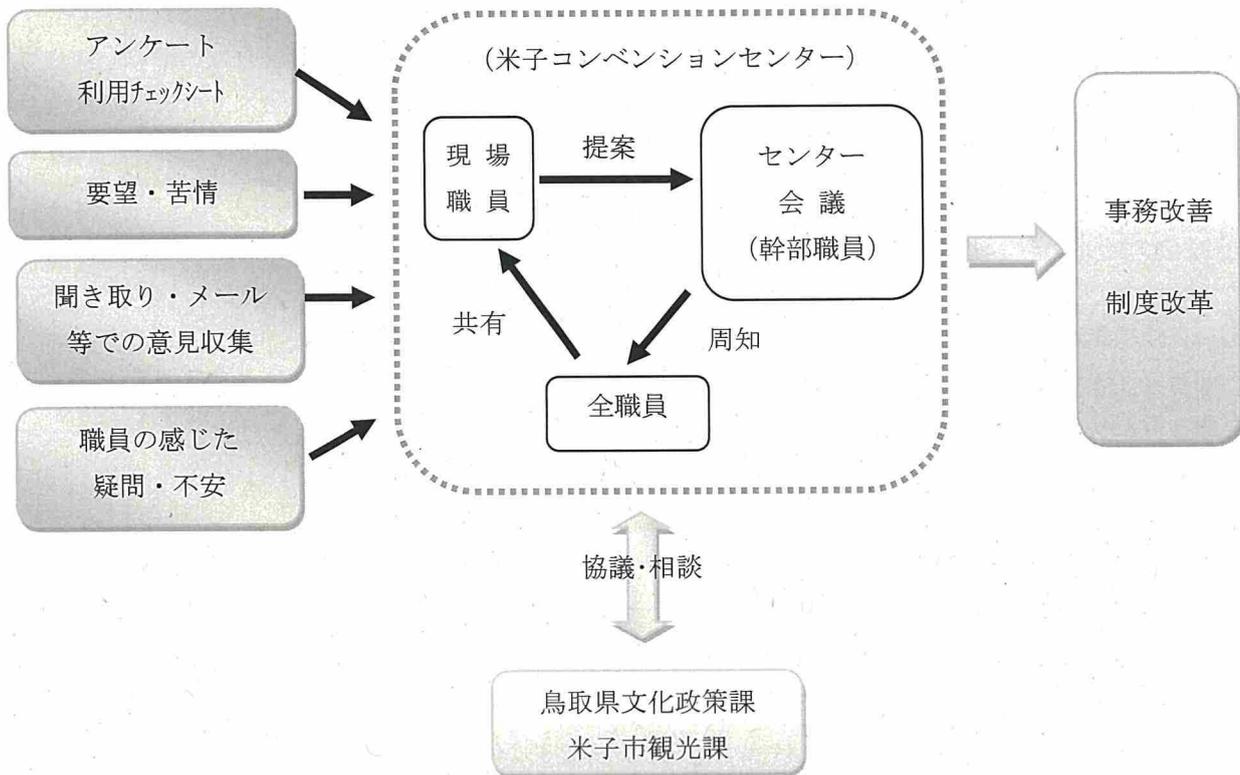
米子CCを継続的にあるいは高頻度で利用する方による利用者懇談会を実施し、施設・設備および運営に関する具体的な意見や要望の把握を行います。

(※2020年1月31日開催、9団体11名出席)

① 利用者の意見・要望及び職員が感じた業務改善の必要性について、現場職員を中心に実践的な視点で内容の検証と改善方法の検討を行います。

② 検討課題の事案ごとに、具体的な内容と検討状況をすべての職員に周知して、当事者としての意見を求めます。

③ 現場レベルの改善が困難で、制度的・経費的な対応が必要な事案については、センター管理部門の管理職による定例会議で対応を検討します。



3-1 組織及び職員の配置等

(1) 管理運営の組織

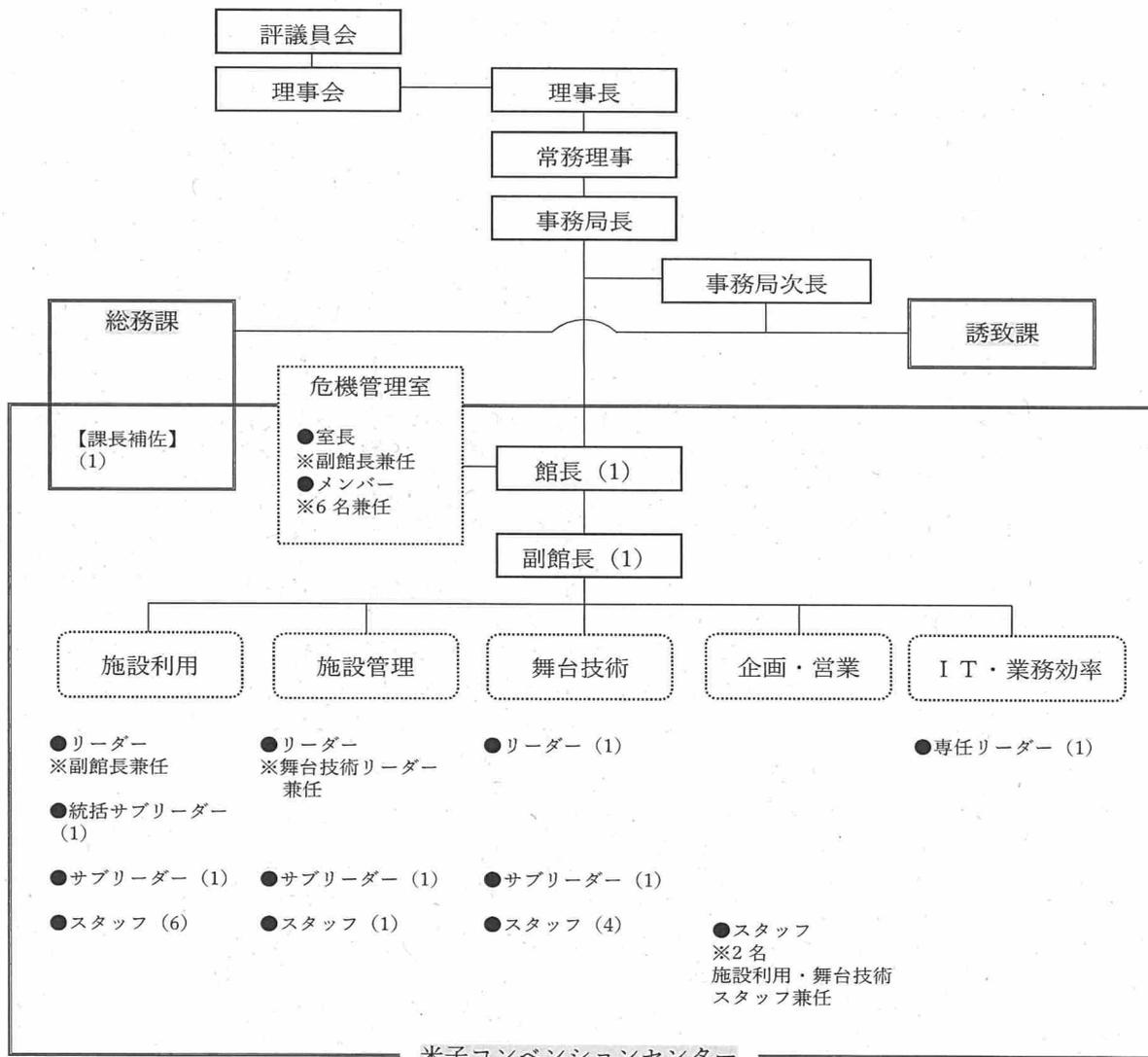
ア 実施体制の考え方

全職員による共通業務への対応や職員一人一人の専門性を高め、利用者の多様なニーズに的確な対応を行いながら、顧客満足度の向上や安心・安全を確保し、迅速な対応と効率的な組織運営を行い、限られた職員でサービスの最大化を図ります。

イ 施設長の人選についての考え方

会館運営、地域経済振興及び文化振興に積極的に取り組み、さまざまな事態に適切に対応できる柔軟さと交渉能力を持つ人材とします。

ウ 組織図



(2) 職員の職種等

職種	呼称 (主担当業務)	雇用 関係	勤務時間 (4週間)	業務内容
館長	館長	常勤	160時間	会館運営統括、対外交渉、事業計画策定及び遂行、コンプライアンス
副館長兼課長	副館長兼リーダー (施設利用)	常勤	160時間	館長業務の補佐、部門横断事業・業務の調整、地域活性化企画立案、部門業務統括及び業績管理、育成指導、連絡調整、技術支援
課長	リーダー (舞台技術兼施設管理)	常勤	160時間	部門業務統括及び業績管理、育成指導、舞台設備の保守管理、委託技術スタッフの管理監督、技術支援、危機管理、申込事務、貸出事務
専任課長	専任リーダー (IT業務効率)	常勤	160時間	業務効率化推進、申込事務、貸出事務、精算事務、技術支援
課長補佐	総務課	常勤	160時間	会計、財産管理、庶務、給与、決算、危機管理
課長補佐	統括サブリーダー (施設利用)	常勤	160時間	催事総合調整、勤務シフト調整、申込事務、貸出事務、精算事務、技術支援
課長補佐	サブリーダー (施設利用)	常勤	160時間	予約管理システム運用、県備品の維持管理及び調整、申込事務、貸出事務、精算事務、技術支援、危機管理
課長補佐	サブリーダー (施設管理)	常勤	160時間	設備等の保守点検、各種委託契約、同居機関との調整、営繕、危機管理
課長補佐	サブリーダー (舞台技術)	常勤	160時間	舞台設備の保守・更新計画の管理、技術支援、県借受備品の維持管理、申込事務、貸出事務
主幹	スタッフ (舞台技術)	常勤	160時間	舞台照明設備の保守・更新計画の管理、舞台照明備品の管理運用、技術支援、業務効率化及び専門性向上、申込事務、貸出事務
主幹	スタッフ (舞台技術)	常勤	160時間	自主事業の企画運営、音響映像設備の保守・更新計画の管理、技術支援、申込事務、貸出事務
主幹	スタッフ (舞台技術)	常勤	160時間	音響設備の保守管理、国際会議室の維持管理、技術支援、部門共通基盤業務運用、申込事務、貸出事務
主幹	スタッフ (舞台技術兼企画営業)	常勤	160時間	照明設備の保守管理、小ホールの維持管理、技術支援、地域活性化業務、危機管理、申込事務、貸出事務
主事	スタッフ (施設利用)	常勤	160時間	申込事務、貸出事務、精算事務、チケット取扱、技術支援
主事	スタッフ (施設利用兼企画営業)	常勤	160時間	申込事務、貸出事務、精算事務、利用促進、企画事業、基金助成事業、地域連携、地域活性化業務、技術支援
技師	スタッフ (施設管理)	常勤	160時間	設備の保守点検、防災、消防、警備に関すること、危機管理
主事	スタッフ (施設利用)	常勤	160時間	申込事務、貸出事務、精算事務、広報、統計処理 技術支援
(再雇用)	スタッフ (施設利用)	常勤	160時間	申込事務、貸出事務、精算事務、技術支援
(非常勤)	スタッフ (施設利用)	非常勤	136時間	申込事務、貸出事務、精算事務

(非常勤)	スタッフ (施設利用)	非常勤	136 時間	申込事務、貸出事務、精算事務
計 20 名				人件費 116,412 千円

※「資格等の保有状況」については、41、42ページに記載。

(3) 日常の職員配置

利用者へのサービス水準の維持向上と経費節減を考慮した効率的な職員配置に努めるとともに、利用内容に合わせた早朝・夜間対応など利用者の要望に最大限配慮する態勢とします。

予約受付などの基幹業務は全職員が対応できる体制とし、受付窓口での対応が集中した場合でもサービスが滞ることがないように努めます。また、ホール及び国際会議室は舞台技術部門を中心に対応し、催事規模・内容によって外部委託業者を増員配置する等、安全かつスムーズな催事運営に配慮した態勢をとります。

[標準的な職員配置例]

		8:30	13:00	17:30	22:00	配置 人数	備考
館長・副館長		←————→				2	対外業務を考慮し、日勤を基本とする
施設利用	A勤務	←————→				3	開館時間全てを対応できるように配置 ※非常勤スタッフはA勤務のみ
	B勤務		←————→				
舞台技術	A勤務	←————→				7	催事によりAB勤で対応。 例) 3会場利用時 多目的ホール3+委託1 小ホール2 国際会議室2
	B勤務		←————→				
総務課		←————→				1	
施設管理		←————→				2	

※変形労働時間制により、催事状況等に応じて配置人数を確保

〈勤務時間の変更制度〉

上記の勤務パターンが基本ですが、催事の状況に応じて4週間160時間の範囲内で勤務時間の変更を行います。

(例) 早朝開始の催事 A勤務 → 6:30~15:30
 深夜終了の催事 B勤務 → 15:00~24:00

(4) 障がい者又は高齢者の雇用計画

全職員数20名と少数であり、現時点では障がい者又は高齢者(65歳以上)の直接雇用は行っていません。業務の一部を障がい者就労施設やシルバー人材センターに委託しており、今後、この事業の継続も含め、障がい者又は高齢者(65歳以上)の雇用の在り方について検討を行います。

(5) 施設設備の適切な維持管理、円滑な事業実施のために必要な専門職員の配置

ア 施設設備の維持管理業務に携わる職員の実務経験

年数	人数	主な実務の内容
10年9か月	1人	委託業務受託者の監督・指導、防災、営繕及び改修計画の策定
3年6か月	1人	電気・空調設備等施設及び設備の維持・保守管理

(2020年12月末現在)

イ 維持管理業務に関する資格の保有状況

資格の名称	資格の概要	人数
危険物取扱者 (乙種4類) (丙種)	消防法に基づく危険物(LSA重油等)を取り扱うために必要となる国家資格 実施者：一般財団法人消防試験研究センター	1人 1人
1級土木施工管理技術士	各種土木工事において、施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理を行う国家資格 実施者：一般財団法人全国建設研修センター	1人
測量士	「測量法」および「測量法施行令」で定められた国家資格で、すべての測量の基礎となる基礎測量と、国または地方公共団体の実施する公共測量に従事するために必要な資格 実施者：公益社団法人日本測量協会	1人
危機管理士(2級)	危機発生時において、危機発生後の時間経過に応じた迅速・的確な危機管理対応業務の遂行を可能とし、そのための知識と技能を有した「危機管理」に携わる人材として、平時から被害発生の軽減に努め	2人

	ることができる者が有する資格 実施者：特定非営利活動法人日本危機管理士機構	
--	--	--

(2020年12月末現在)

ウ 舞台・音響・照明に携わる職員の実務経験

実務年数	人数	主な実務の内容
21年9か月	1人	舞台照明に関する利用者への技術支援・提供及び指導 舞台設備の維持管理
12年9か月	1人	舞台技術・舞台照明に関する利用者への技術支援・提供及び指導 舞台設備の維持管理
21年9か月	1人	舞台技術・舞台音響・映像に関する利用者への技術支援・提供及び指導、舞台設備の維持管理
12年9か月	1人	舞台技術・舞台照明に関する利用者への技術支援・提供及び指導 舞台設備の維持管理
5年3か月	1人	舞台技術・舞台照明に関する利用者への技術支援・提供及び指導 舞台設備の維持管理
4年6か月	1人	舞台音響・映像に関する利用者への技術支援・提供及び指導 舞台設備の維持管理

(2020年12月末現在)

エ 舞台技術に関する資格の保有状況

資格の名称	資格の概要	人数
照明技術者（1級）	照明技術者として必要な知識、技能の認定 実務経験5年以上 実施者：公益社団法人日本照明家協会	3人
照明技術者（2級）	照明技術者として必要な知識、技能の認定 実務経験1年以上 実施者：公益社団法人日本照明家協会	2人
舞台機構調整技能士2級	劇場、コンサートホール等に勤務する音響技術者として必要な知識を認定する国家技能検定	1人
玉掛け技能講習	労働安全衛生法に基づくワイヤー等吊上げ作業に係る作業知識等安全講習を受講した証 実施者：一般社団法人労働基準協会	2人
安全衛生特別教育	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務の教育を修了した証 実施者：田中安全衛生コンサルタント事務所	4人

(2020年12月末現在)

(6) 人材育成

当館の提供する最大の成果は「催事の成功」です。人的質の向上が催事の成功の基本と考え、専門的な技術の向上と職員の意識を高めるため研修機会を増やし、提供するサービスの高品質化を図ります。研修を希望する職員に対して支援制度を設け人材育成に取り組みます。

- ① OJT（職場内研修）による実践的な能力の向上を積極的に推進。ヒヤリハット事例・業務フローの変更時など適宜、職場内研修を実施し、より高い接客スキルの向上を目指します。
- ② 舞台技術、危機管理、会計経理など外部研修に積極的に参加させるとともに、外部研修に参加した職員が、その内容を他の職員に伝達することにより職員全体の技能レベルの向上を図ります。
- ③ 全職員を対象とした人権の尊重・保護を推進する研修、コンプライアンスの徹底など財団職員としてあるべき姿を追求する人材育成に努めます。
- ④ 資格・技能取得助成制度を設け、職員の自発的な能力開発やキャリアアップの支援を行います。

*主な研修会等への参加予定

研 修 の 内 容	
専門技能・コーディネート力	全国展示場連絡協議会（実務研修）
	全国国際会議場施設協議会（実務研修）
	鳥取県文化施設協議会（実務研修）
	アートマネジメント研修会
	地域創造ステージラボ
	接客接遇研修
	産業人材育成センター在職者訓練（データベース、プレゼンテーション、情報サービス）
	あいサポーター研修
安全	AED、心肺蘇生法講習
	応急手当普及員・指導員講習
	日本危機管理士機構講習（自然災害、社会リスク）
総務	不当要求行為等対策研修会
	会計実務研修（鳥取県、公益法人協会等）

3-2 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

指導は受けておりません。

3-3 法人の社会的責任の遂行状況

(1) 障がい者雇用

- ア 常用労働者数45.5人以上の事業者であり、
- 法定雇用率を達成している。
(公共職業安定所に提出する「障害者雇用状況報告書」の写し等法定雇用率を達成していることを証する書類を添付すること。)
 - 法定雇用率を達成していない。
- イ 常用労働者数が45.5人未満の事業者であり
- 障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)を雇用している。
(障がい者雇用を証明できる書類を添付すること)
 - 障がい者を雇用していない。

(2) 男女共同参画推進企業の認定

- 男女共同参画推進企業に認定されている。
- 男女共同参画推進企業に認定されていない。

(3) ISO14001・鳥取県版環境管理システム審査登録制度(TEAS) I種又はII種規格認証等

ISO14001又はTEAS I種又はII種規格に基づく環境管理システムについて

- 認証登録されている。
- 認証登録されていない。

(4) あいサポート企業等の認定

(注) あいサポート企業等：あいサポート運動実施要綱(平成23年4月1日第201100000830号)により認定された企業又は団体

- あいサポート企業等に認定されている。
- あいサポート企業等に認定されていない。
- その他の地方公共団体の障がい者支援に係る類似制度の認定等を受けている。

(5) 環境保全と地域美化活動

財団の社会的役割を果たすため、中海アダプトプログラム活動、ラムサール条約中海一斉清掃、ボランティアロード in 米子による清掃活動、米子CC周辺美化運動に取り組んでいます。

今後も地域とともに米子CCがあることを職員一同が認識を深め、地域貢献活動に取り組めます。

